第10期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2025年４月18日（金曜日） 午後２時
（受付開始　午後１時）

開催場所

TKP市ヶ谷カンファレンスセンター　７階　ホール７B
東京都新宿区市谷八幡町8番地

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第３号議案　ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

※ご出席が難しい場合は、議決権行使書をご利用いただき、書面又はインターネットによりご議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
本株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

議決権行使期限
2025年4月17日（木曜日）午後６時まで
https://www.kubotaholdings.co.jp/2025/index.html

窪田製薬ホールディングス株式会社
証券コード　4596

株主各位

(証券コード 4596)
2025年3月28日

東京都港区南青山一丁目15番37号

窪田製薬ホールディングス株式会社
代表取締役会長、社長兼最高経営責任者 **窪田　良**

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　https://www.kubotaholdings.co.jp/ir/library/general-meeting/index.html
（上記ウェブサイトにアクセスいただき、「IR資料室」内の「株主総会関連資料」をご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

(上記東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「窪田製薬ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「4596」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、2025年４月17日（木曜日）午後６時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

書面（郵送）による議決権行使の方法	インターネットによる議決権行使の方法
本招集ご通知とあわせてお送りする「議決権行使書」用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。	当社指定の議決権行使サイト(https://www.web54.net/)にアクセスの上、本招集ご通知とあわせてお送りする「議決権行使書」用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。 詳細は、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

記

1．日　　時　2025年４月18日（金曜日）午後２時（受付開始　午後１時）

2．場　　所　ＴＫＰ市ヶ谷カンファレンスセンター　７階　ホール７Ｂ（東京都新宿区市谷八幡町8番地）

昨年と同じ会場ですが、階及び会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。

3．目的事項

報告事項

1.第10期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）事業報告の件

2.第10期（2024年１月１日から2024年12月31日まで）連結計算書類及び計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第３号議案　ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

(3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、「議決権行使書」用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①連結持分変動計算書　②連結注記表　③株主資本等変動計算書　④個別注記表

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1．議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://www.web54.net/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。

(2) インターネットによる議決権行使は、2025年４月17日（木曜日）の午後６時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら証券代行ウェブサポートへお問い合わせください。

2．インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

・議決権行使サイト（https://www.web54.net/）において、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「議決権行使コード」及び「パスワード」の入力は不要です。）

・セキュリティの観点からQRコードでのログインは１回のみとなります。
２回目以降は、QRコードを読み取っても「議決権行使コード」「パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記２．(1) パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ
三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート
・専用ダイヤル　0120-652-031（受付時間　午前９時から午後９時、通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名選任の件

提案の理由

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、当社は経営の効率化及び意思決定の迅速化を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く）を2名から1名に減員することといたしました。これにより、より機動的な経営体制を確立し、ガバナンスの強化を推進してまいります。

また、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

	氏　　名	地位及び担当	取締役会の出席状況
【再任】	窪田（くぼた）　良（りょう）	代表取締役会長、社長 兼最高経営責任者	取締役会　13/13回

窪田　良（くぼた　りょう）

再任

生年月日　1966年10月18日生
当社株式所有数　10,250,654株
在任年数　9年5ヵ月
取締役会への出席状況
取締役会　13/13回

略歴、地位、担当

2002年６月	アキュセラ・インク設立、取締役
2002年６月	アキュセラ・インク社長、最高経営責任者兼会計責任者
2005年４月	アキュセラ・インク取締役会長
2014年６月	慶應義塾大学医学部客員教授
2015年５月	アキュセラ・インク（現クボタビジョン･インク）代表取締役会長、社長兼最高経営責任者（現）
2015年12月	当社代表取締役会長、社長兼最高経営責任者
2016年12月	当社取締役、代表執行役会長、社長兼最高経営責任者
2023年４月	当社代表取締役会長、社長兼最高経営責任者（現）
2024年２月	クボタビジョン・ジャパン株式会社代表取締役会長、社長兼最高経営責任者（現）

重要な兼職の状況

クボタビジョン・インク　代表取締役会長、社長兼最高経営責任者

クボタビジョン・ジャパン株式会社　代表取締役会長、社長兼最高経営責任者

取締役候補者とした理由等

窪田良氏は、創業者であり、経営者としての手腕や眼科領域における豊富な知見と実績に基づくリーダーシップと実行力により当社経営を牽引しております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して、取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。

（注）1.クボタビジョン・インク及びクボタビジョン・ジャパンは当社の完全子会社です。
2.候補者と当社の間に特別な利害関係はありません。
3.当社は、取締役窪田良氏との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員がその職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより生じた損失については補償の対象としないこととしております。候補者の窪田良氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4.当社は、会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役、管理職従業員等が当社の業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって生ずる損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものは除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。D&O保険の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。候補者が取締役に選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められます。
5.上表における当社株式所有数は、候補者が所有している可能性のある派生有価証券は含まれておりません。
6.上表における当社株式所有数は、2025年２月28日現在のものです。

第２号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、監査等委員である取締役全員３名（うち独立社外取締役3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査等委員である取締役3名を選任することをお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名	地位及び担当	取締役会等の出席状況
【新任】 1	社外 独立 中川 祐輝（なかがわ ゆうき）	―	―
【新任】 2	社外 独立 藤原 正明（ふじわら まさあき）	―	―
【新任】 3	社外 独立 澁谷 太志（しぶや たいし）	―	―

候補者番号 1

中川 祐輝（なかがわ ゆうき）

新任 社外 独立

生年月日 1982年11月8日生
当社株式所有数 無し

略歴、地位、担当

2007年 4 月	大和証券エスエムビーシー株式会社（大和証券株式会社）入社
2010年 4 月	マスターピース・グループ株式会社 入社
2014年 1 月	同社 取締役
2023年10月	クリアデラ株式会社 代表取締役（現）

重要な兼職の状況

クリアデラ株式会社 代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中川祐輝氏は、大手証券会社出身であり、マスターピース・グループ株式会社において取締役として、中国を含む海外での事業拡大の実績を有しております。また、クリアデラ株式会社において代表取締役として、経営戦略・M&A等のコンサルティングに従事し、過去に当社へのアドバイジング経験も有しております。中国事業展開に伴う経営全般の知見と豊富な経験を備えており、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。

候補者番号 2

藤原 正明（ふじわら まさあき）

新任 社外 独立

生年月日 1961年8月28日生
当社株式所有数 無し

略歴、地位、担当

1987年４月	中外製薬株式会社
2000年12月	PwCコンサルティング合同会社
2003年12月	クインタイルズトランスナショナル株式会社
2005年２月	株式会社カイオム・バイオサイエンス　代表取締役社長
2017年３月	株式会社バイカ・セラピュティクス　取締役（現）
2017年６月	一般社団法人つくばグローバル・イノベーション推進機構
2017年10月	株式会社S'UIMIN　代表取締役COO
2019年12月	株式会社S'UIMIN　代表取締役社長
2021年２月	東京大学大学院農学生命科学研究科 One Earth Guardians　育成機構 非常勤講師（現）
2023年１月	一般社団法人One Earth Guardiansオフィス　理事（現）
2023年４月	株式会社凜研究所　Executive Manager
2023年６月	株式会社凜研究所　代表取締役（現）
2023年４月	株式会社マイオリッジ　Chief Strategy Officer

重要な兼職の状況

株式会社バイカ・セラピュティクス　取締役、東京大学大学院農学生命科学研究科 One Earth Guardians　育成機構　非常勤講師、一般社団法人One Earth Guardiansオフィス　理事、株式会社凜研究所　代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

藤原正明氏は、中外製薬やPwCコンサルティングを経て、カイオム・バイオサイエンスを創業し、東証マザーズへの上場を果たすなど、バイオ医薬分野での事業開発・経営実績を有しております。現在は、抗体医薬の開発を進める株式会社凜研究所の代表取締役社長を務め、新たな治療法の実用化に尽力。バイオテック業界における豊富な経験と経営手腕を兼ね備えており、当社の事業ドメインにおける専門家として社外取締役の職務を適切に遂行できると判断しました。

候補者番号 3 **澁谷太志**（しぶやたいし） **新任** **社外** **独立**

生年月日 1988年9月5日生
当社株式所有数 無し

略歴、地位、担当

2013年４月　KVH株式会社（Coltテクノロジーサービス株式会社）入社
2015年３月　ユメノソラホールディングス株式会社　転籍
2019年４月　株式会社MIXI　入社
2022年7月　渋谷キャピタルグループ株式会社　代表取締役（現）

重要な兼職の状況
渋谷キャピタルグループ株式会社　代表取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
澁谷太志氏は、M&A、ファンド運用、IPOサポートに関する高度な専門知識と実績を有しております。CFOとしての豊富な経験を活かし、資金調達、中長期経営計画の策定、企業価値向上施策の実行に貢献できるだけでなく、M&Aや事業再編を通じた成長戦略の推進においても視点から当社の社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しました。

（注）1.各候補者と当社の間にいずれも特別な利害関係はありません。
2.藤原正明氏、澁谷太志氏及び中川祐輝氏の３名は、社外取締役候補者であります。また、各候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各氏の選任が本総会において選任が承認され取締役に就任した場合、独立役員として届出を行う予定です。
3.当社は社外取締役候補者である藤原正明氏、澁谷太志氏及び中川祐輝氏の3名との間で、会社法第427条第１項及び当社定款に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を上限としております。
4.当社は、社外取締役候補者である藤原正明氏、澁谷太志氏及び中川祐輝氏との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結する予定であります。これにより、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員がその職務を行うにつき悪意または重過失があったことにより生じた損失については補償の対象としないこととしております。
5.当社は、会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役、管理職従業員等が当社の業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって生ずる損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものは除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。D&O保険の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。各候補者が取締役に選任され、就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められます。
6.上表における当社株式所有数は、各取締役候補者が所有している可能性のある派生有価証券は　含まれておりません。
7.上表における当社株式所有数は、2025年２月28日現在のものです。

第３号議案　ストックオプションとしての新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及びコンサルタント並びに当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及びコンサルタントに対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、2023年４月21日開催の当社第８期定時株主総会において決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額（年額300,000千円以内（内、社外取締役分は50,000千円以内））及び監査等委員である取締役の報酬の額（年額50,000千円以内）の範囲内で、当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第１号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名選任の件」及び第２号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は１名、監査等委員である取締役の員数は３名となり、本議案にかかる新株予約権の付与を予定する取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は１名、監査等委員である取締役は３名です。

本議案については、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

Ⅰ．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社を含む当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及びコンサルタント並びに当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、使用人及びコンサルタントに対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行したいと存じます。

Ⅱ．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

１．その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ.に定める内容の新株予約権50,000個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式5,000,000株（うち取締役（監査等委員である取締役を除きます。）分の新株予約権の数は43,000個、株式の数は4,300,000株、監査等委員である取締役分の新株予約権の数は1,000個、株式の数は100,000株です。）を上限とし、そのうち下記Ⅳ.に記載のインセンティブ・ストック・オプションとしての取扱いを受ける分については、その新株予約権の数は2,000個、株式の数は200,000株を上限とする。下記Ⅲ.１.により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

２．その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

Ⅲ．本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

1．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数は、窪田製薬ホールディングス株式会社（以下「当社」という。）の普通株式100株（以下「付与株式数」という。）とする。

なお、当社が、当社普通株式について株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の目的である当社普通株式の数についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる１株未満の当社普通株式の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}$$

本要項において、「株式無償割当ての比率」とは、(ⅰ)「調整後付与株式数」が適用される日における当社の普通株式の発行済株式総数（ただし、当社が保有する自己株式の数を除く。）を、(ⅱ)「調整後付与株式数」が適用される日の前日における当社の普通株式の発行済株式総数（ただし、当社が保有する自己株式の数を除く。）で除した割合をいうものとする。

2．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とする。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（１円未満の端数は切り上げる）または割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

また、当社が、当社普通株式について株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更を行う場合は、当社によって必要とされる措置を取り、適用される法律に従って、次の算式により行使価額を調整するものとする。ただし、この調整は、当該株式の分割、株式の併合、株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の時点で行使されていない本新株予約権の行使価額についてのみ行うものとする。また、調整の結果生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合・株式無償割当てその他これらに類似する当社の資本構成の変更の比率}}$$

3．本新株予約権を行使することができる期間

割当日から付与決議日後10年を経過する日まで。

4．本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（1）記載の資本金等増加限度額から上記（1）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

5．譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

6．当社による本新株予約権の取得

(1) (a) 当社が消滅会社となる合併契約書、(b) 当社が完全子会社となる株式交換契約書若しくは株式移転計画、または(c) 当社が分割会社となる吸収分割契約書若しくは新設分割計画（ただし、当社の全てまたは実質的に全ての資産を承継させる場合に限る。）が当社の株主総会で承認されたとき（当社の株主総会による承認が不要な場合には、当社取締役会決議で承認されたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(2) 当社と本新株予約権者の間で締結する契約の定めにより本新株予約権を行使することができなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

7．合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転時の新株予約権の交付及びその条件

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、かかる組織再編行為の効力発生の時点において行使されていない本新株予約権の本新株予約権者に対し、当該本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「承継会社」と総称する。）の新株予約権を次の条件に基づき交付するものとする。ただし、かかる承継会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する承継会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する本新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(2) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の種類

承継会社の普通株式とする。

(3) 交付する新株予約権の目的である承継会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される数とする。

(4) 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(ⅰ)上記2.に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件を勘案して合理的に決定される１株当たりの価額に、(ⅱ)交付する新株予約権１個当たりの目的である承継会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

(5) 交付する新株予約権の行使期間

組織再編行為の効力発生日から行使期間満了日までとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記5.に定めるところと同様とする。

8．本新株予約権の行使により発生する端数の処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

9．本新株予約権にかかる新株予約権証券は発行しない。

10．その他

会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

Ⅳ．米国内国歳入法第422条に基づくインセンティブ・ストック・オプションとしての取扱い

本議案のご承認による委任を受け、当社取締役会にてストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議した場合には、当該新株予約権について当社と米国に居住する付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約につきまして、当該新株予約権が1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）第422条に基づくインセンティブ・ストック・オプションとしての取扱いを受けるためのご承認をお願いいたしたいと存じます。

また、2024年４月19日開催の当社第９期定時株主総会の委任を受け、2024年11月14日付の当社取締役会にて発行を決定し、米国に居住する当社及び当社子会社の使用人等に対して割り当てられた第35回新株予約権1,830個（株式の数は183,000株）につきましても、すでに第９期定時株主総会にてご承認いただいたものではありますが、実際に発行された個数について同様の取扱いを受けることを明確にしたく、併せてご承認をお願いしたいと存じます。

以　上

事業報告（2024年１月１日から2024年12月31日まで）

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過及び成果

当社グループは、眼科領域に特化しグローバルに医療用医薬品、医療機器の研究開発を行う眼科医療ソリューション・カンパニーです。

当連結会計年度におきましては、一部地域で新型コロナウイルス感染症からの社会経済活動の回復が進む一方、ウクライナ情勢の長期化に伴うエネルギー価格や主要原材料費の高騰、輸送コストの上昇、急激な為替変動など、先行き不透明な状況が続きました。アジア経済は、中国が安定した成長基調を維持する中、内需拡大を中心とした政策が進行していますが、その他の地域では景気回復のペースが緩やかになる傾向が見られました。日本では国内外の金利差が影響し、円安が進行しました。

このような市場環境のもと、当社グループは以下のとおり事業展開及び研究開発を進めました。

[医療機器]

（ウェアラブル近視デバイス（クボタメガネ））

当社グループが開発中のクボタメガネ・テクノロジーは、網膜に人工的な光刺激を与えて近視の進行の抑制、治療を目指す当社独自のアクティブスティミュレーション技術です。将来的には、この技術を他のデバイスに応用し、近視抑制をより身近に実現することを目指しています。2022年には、成人を対象とした卓上型デバイスの臨床試験の論文を、シュプリンガー・ネイチャー社の刊行するScientific Reports（サイエンティフィック・リポーツ）に発表しました。これは、小児に比較して効果が見えにくい成人においても、1.5時間のデフォーカス刺激を週に５回適用することで、近視抑制の可能性を実証できた世界で初めての例であると考えています。2021年には、台湾における医療機器の製造許可を取得し、また、2022年には、米国FDAでの医療機器登録を完了しました。現在、販売拡大に向けた準備を進めるとともに、より多くのエビデンスを得るための臨床試験等を継続しております。また、引き続き主に中国、米国及び台湾において、製造から販売・配送、アフターケアまでのプロセスにおけるトラブルシューティング及びマーケットフィットの検証を目的としたソフトローンチを行う一方で、より広範な市場での商業化を可能にするためのマーケティング活動の強化、及び更にマーケットニーズにフィットした次世代機の開発の準備を進め、逐次着手していく方針です。

今後は既に販売を開始している日本におけるマーケティング活動の強化に加え、グローバル展開に向けた他社とのコラボレーションを積極的に行うことで、事業成長につなげていく方針です。中でも中国市場への展開を推進しており、2024年に中国eコマースを通じた販売チャネルを開設し、実際に手に取って体験できるよう実店舗の販売網構築を進めております。同時に製造プロセスの見直しを進めており、より製造原価を効率化し、かつ短期での納品が可能なオペレーション体制の構築を進めております。

（在宅・遠隔医療モニタリング機器）

当社が開発する超小型モバイルOCT（光干渉断層計）の「eyeMO」は、眼科において網膜の状態の検査に用いられるOCTの超小型モデルのことで、モバイルヘルスを含む在宅・遠隔医療分野での需要を見据えた在宅眼科医療機器ソリューションです。

ウェット型加齢黄斑変性や糖尿病黄斑浮腫等の網膜浮腫による網膜疾患患者が自宅にて患者自身で網膜の状態を測定することを可能にする検査デバイスです。インターネットを介して、網膜の構造や視力の変化といった病状の経過を、医師が遠隔で診断できるシステムを確立することにより、個別の患者に適した眼科治療を実現し、視力の維持向上を目指します。2023年１月より、ハーバード大学医学部付属ジョスリン糖尿病センターで、糖尿病網膜症患者のスクリーニング装置として実用可能であるかの評価、及び市販のOCT装置と比較する臨床試験を実施しております。また国内においては信州大学医学部附属病院で実施されている特定臨床研究（2024年５月７日に開示）において、実際に患者自宅で本機器を使用してモニタリングが可能かを検討するステップに移行、進行しております。今後も理想的な実用モデルを検証しつつ、パートナー企業との共同開発、商業化の可能性を模索しております。

[低分子化合物]

エミクススタト塩酸塩については、スターガルト病を対象とする第３相臨床試験として、2018年11月には最初の被験者登録を、最終的には194名の被験者登録を完了し、当第３相臨床試験は終了しました。当該臨床研究のデータベースの集計及び分析の結果、主要評価項目及び副次的評価項目を達成せず、治療群間の有意差も示されませんでした。主要評価項目である黄斑萎縮の進行率は、エミクススタト投与群で1.280mm2/年、プラセボ投与群で1.309mm2/年でした（p=0.8091）。但し、エミクススタトの忍容性は良好で、先行研究と同様の安全性プロファイルが示されております。

その後の更なる分析の結果、ベースライン時の萎縮病巣面積がより小さい被験者グループでのプラセボ投与群と比較したところ、エミクススタト投与群の萎縮病巣の進行率が有意に低いことが示唆され、それを検証するべく、サブグループ解析を実施しました。ベースライン時の萎縮病巣領域が小さい被験者グループに対して変数減少法による単変量と多変量分析を行い、このサブグループにおける萎縮病巣の進行に影響する独立したベースラインの因子を特定しました。この解析の結果、エミクススタト投与群の24カ月目の黄斑萎縮の進行率が、プラセボ投与群に比べ40.8％抑制されました（p=0.0206、エミクススタト投与群 n=34、プラセボ群 n=21）。上記の結果を受けて、当社は、引き続き共同開発パートナーを探す等の活動を継続するとともに、エミクススタトの今後の計画について改めて検討してまいります。

当連結会計年度の事業収益は27百万円（前年度比31.8％減）、売上原価は５百万円（前年度比56.2％減）となりました。研究開発費、販売費及び一般管理費については以下のとおりです。

研究開発費

当連結会計年度の研究開発費は、前連結会計年度と比較して245百万円減少（前年度比△31.1%）し、544百万円となりました。これは、ウェアラブル近視デバイスの開発費用が減少したことが主な要因です。

（単位：%を除き、千円）

	2023年12月期	2024年12月期	増減額	増減率（%）
研究開発費	788,789	543,835	△244,954	△31.1

販売費及び一般管理費

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、前連結会計年度と比較して78百万円増加（前年度比+12.3%）し、711百万円となりました。これは、特許関連費用が減少した一方で、監査報酬、及び人員増加により給与報酬等が増加したことが主な要因です。

（単位：%を除き、千円）

	2023年12月期	2024年12月期	増減額	増減率（%）
販売費及び一般管理費	632,836	710,515	77,679	12.3

2．設備投資等の状況

当連結会計年度において特記すべき重要な設備投資はありません。

また、米国の完全子会社であるKubota Vision Inc.（以下、「KV社」）を拠点としておこなってきた研究開発及びその管理を、当社に移管することを決定したことに伴い、2024年９月にKV社のオフィスリース契約を2024年12月末までとする契約を締結いたしました。そのため、当連結会計年度において固定資産除却損を57百万円計上しております。

3．資金調達の状況

当社は、新株予約権の行使に伴う新株の発行を行い、総額48百万円の資金調達を行いました。

4．対処すべき課題

(1) 株主価値の創造

医薬品や医療機器の開発は、新しい市場や社会的価値を生み出すことにつながります。これを実現するためには、有望なパイプラインへの積極的な投資のほか、企業買収等を行うことが重要と考えております。また、すでに販売を開始している医療機器をプロブレムソリューションフィット及びプロダクトマーケットフィットに到達させるべく調査を進め、開発に活かすことも同時に重要と考えております。当社グループは、財務状況を鑑みながらこれらの投資を行い、企業価値を高め、株主価値の創造につなげてまいります。

(2) 研究開発投資及び事業基盤の整備・確立によるイノベーションと成長の実現

成長を維持し、将来の収益を生み出すためには、研究開発活動への先行投資を継続し、アンメット・メディカル・ニーズに対応する革新的な製品の開発を促進することが重要であります。当社グループが開発中のパイプラインは、革新的な作用メカニズム、あるいは、治療効果を高めるソリューションとなる可能性を秘めております。一日も早く研究開発成果を達成するとともに、事業基盤を整備・確立することでイノベーションと成長の実現に繋げてまいります。

(3) 資金調達の多様化と安定化

当社グループは事業基盤を強化するために、株式市場からの資金調達だけでなく、パートナー企業との提携を通じた資金の確保、収益の増加と費用削減に焦点を当てた戦略を実施し、必要に応じて資金調達の多様化と安定化を図ってまいります。

(4) 強力な特許ポートフォリオの維持

当社グループは、知的財産の創造と保護が事業の成功に不可欠であると考えており、市場を選択した上で積極的に特許保護を求めております。特許を取得しない状況においても営業秘密や秘密保持契約に基づき独占的な技術とノウハウを保護してまいります。

(5) グローバルな経営体制の強化

当社グループはグローバルに事業展開をしております。当社グループの事業にとって、言語や文化、価値観の異なる人々と円滑なコミュニケーションを図り、企業価値の最大化に貢献できる人材が必要不可欠ですが、このようなグローバル人材のニーズは年々高まっており、人材獲得競争は激しくなっています。当社グループは優秀な人材の確保に努め、グローバルな経営体制を強化してまいります。

(6) 継続的な情報収集

医薬品・医療機器に関連する開発技術は日進月歩で向上しております。そうした最先端技術や各国の法規制の変化、世界の市場の動きなどを常に把握し続ける必要があります。当社グループは多国籍であることの強みを活かし、日本、米国、欧州、アジアにおける独自の情報網を構築しております。そこから得る情報をグループ内で共有し、開発方針や事業戦略に活かしてまいります。

(7) 重要事象等について

当社グループは、眼科領域の医薬品・医療機器の研究開発を行うスペシャリティーファーマであり、研究開発段階で先行投資が必要となるビジネスモデルです。現在、複数の開発品のパイプラインを有しておりますが、これらは研究開発の途上にあり、製造販売承認等を受けて実際に販売に至り、最終損益に寄与するまでにはまだ時間を要する見込みです。

エミクススタト塩酸塩に関しましては、早急な上市に向けて早期承認制度の利用について当局と協議しているものの、現時点では、日本や米国等で薬事承認を得るためには第３相試験を改めて実施することが必要となっております。また、エミクススタト塩酸塩以外のパイプラインにつきましても、早期に収益化を図るべく、開発品のライセンスアウト及び業務提携に取り組んでおりますが、現時点では、パートナー企業が見つかっておりません。

また、Kubota Glassに関しましては、2022年10月の日本におけるソフトローンチ後、製造工程の見直しや品質向上に向けた取組みを行うと共に、中国市場へ進出すべく、双日九州株式会社との提携により、中国企業への販売に向けた交渉を進めておりましたが、合意に至らず当該提携を解消しています。

さらに、有価証券の発行による資金調達に関しては、新株予約権（行使価額修正条項付）の行使による払込金が2024年12月期は約4,900万円となっており、2023年12月期の約１億4,900万円から大きく減少し、当社による見込みを下回っております。

上記のとおり、継続的なパイプラインによる大きな売上がなく営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続していることに加えて、資金調達額が減少している結果、2024年12月末の現金及び現金同等物は14.5億円となっており、2023年12月期末の27.7億円、2022年12月期末の40.5億円から減少しております。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在していると判断しております。

このような状況を鑑み、当社グループは以下のような施策の実行に向けて取り組んでおります。

① Kubota Glassの設計を内製化、製造開発を国内に移管することによる品質向上と製造原価の削減
② Kubota Glass販売拡大のための中国での販売パートナーの探索
③ Kubota Glassの販売拡大を目指す市場における、当該製品の効果立証のための臨床試験の実施
④ エミクススタト塩酸塩の上市に向けた早期承認制度の利用
⑤ 米国法人の実質的な廃止や特許の精査によるコスト削減
⑥ 企業との資本業務提携等、新株予約権（行使価額修正条項付）以外の資金調達

以上の施策により、事業収入増加、コストの削減並びに資金調達の可能性を高めることで継続企業の前提に対する疑義の解消に努めてまいります。

各施策の成果についての不確実性を考慮してもなお当連結会計年度末において、翌連結会計年度の事業展開に必要な資金を十分に確保しており、当社グループは継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

5．財産及び損益の状況の推移

区　　分	第７期 (2021年１月１日から 2021年12月31日まで)	第８期 (2022年１月１日から 2022年12月31日まで)	第９期 (2023年１月１日から 2023年12月31日まで)	第10期 (当連結会計年度) (2024年１月１日から 2024年12月31日まで)
事業収益　(千円)	－	8,254	39,887	27,189
税引前当期損失　(千円)	△2,616,451	△2,015,906	△1,489,602	△1,332,852
親会社の所有者に帰属する当期損失　(千円)	△2,616,451	△2,015,906	△1,489,602	△1,332,852
基本的１株当たり当期損失　(円)	△57.46	△40.92	△26.79	△23.65
資産合計　(千円)	4,832,564	4,419,755	3,016,840	1,541,907
資本合計　(千円)	4,152,921	3,949,535	2,646,732	1,389,755

(注) １．第３期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。
２．基本的１株当たり当期損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

6．重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
クボタビジョン・インク	212,606千米ドル	100.0%	眼科に特化した医薬品・医療機器の開発
クボタビジョン・ジャパン株式会社	300千円	100.0%	眼科に特化した医薬品・医療機器の販売

7．主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループは、世界中で眼疾患に悩む皆さまの視力維持と回復に貢献することを目的として、イノベーションをさまざまな医薬品・医療機器の開発及び実用化に繋げる眼科医療ソリューション・カンパニーです。2024年に研究開発拠点を米国から日本に移し、革新的な治療薬・医療技術の探索及び開発を継続して取り組んでいます。

当社グループのパイプライン（開発品群）については、ウェアラブル近視デバイスや在宅・遠隔医療モニタリング機器といった、今後高い成長が期待されている医療機器の分野に経営リソースを重点的に投下しつつ、エミクススタト塩酸塩を中心とする低分子化合物の分野でも継続的に事業化を模索することにより、パイプラインの価値最大化を図っています。

医療機器については、当社グループ独自のアクティブスティミュレーション技術「クボタメガネ・テクノロジー」を活用して近視を抑制するウェアラブル近視デバイス、及び在宅で網膜の状態の測定を可能にする遠隔眼科医療モニタリングデバイス「eyeMO」の開発を進めています。低分子化合物については、当社グループ独自の視覚サイクルモジュレーション技術に基づくエミクススタト塩酸塩をコア開発品と位置付け、スターガルト病及び糖尿病網膜症の治療薬として開発を進めています。

その他にも、低分子化合物、医療機器において、早期段階の研究開発を行っております。

当社グループのパイプラインの詳細については、「1．事業の経過及び成果」をご参照ください。

8．主要な事業所（2024年12月31日現在）

(1) 当社の主要な事業所　　本　社：東京都港区

(2) 子会社の主要な営業所　　クボタビジョン・インク：米国　ワシントン州

9．使用人の状況（2024年12月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
19名	7名増

（注）当社グループは医療用医薬品・医療機器事業及びこれらに関連する事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
8名	1名減

10．主要な借入先の状況

該当事項はありません。

１１．その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 株式の状況（議決権基準日：2025年２月28日現在）

１．発行可能株式総数　　151,358,476株

２．発行済株式の総数　　57,830,988株（自己株式104株を含む。）

(注) 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数は1,768,000株増加しております。

３．株　主　数　　22,753名

４．大　株　主

株　主　名	持　株　数	持株比率
窪田　良	10,260,654株	17.74%
水野　親則	1,140,000株	1.97%
津田　潤一	350,000株	0.60%
三嶋　偉一	306,600株	0.53%
水谷　豊	300,000株	0.51%
阿部　文雄	283,700株	0.49%
株式会社証券ジャパン	260,500株	0.45%
山下　良久	257,100株	0.44%
豊川　秀幸	231,700株	0.40%
塚越　康裕	230,800株	0.39%
野村證券株式会社	223,032株	0.38%

(注) １．持株比率は自己株式（104株）を控除して算出しております。
　　２．持株比率は小数点第３位以下を切り捨てております。

Ⅲ 新株予約権等の状況

1．当事業年度の末日に有する当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

(1) 取締役（社外取締役、監査等委員を除く）

回次 (決議年月日)	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	保有者数	行使時の払込金額 (1株当たり)	権利行使期間
第11回新株予約権 (2016年11月21日)	747,462個	普通株式 747,462株	1名	9.22米ドル	2016年12月 6 日から 2026年 1 月21日まで
第13回新株予約権 (2016年11月21日)	32,538個	普通株式 32,538株	1名	10.14米ドル	2016年12月 6 日から 2026年 1 月21日まで
第22回新株予約権 (2019年 9 月13日)	50個(注)	普通株式 5,000株	1名	303円	2021年 9 月14日から 2029年 9 月13日まで
第23回新株予約権 (2019年 9 月13日)	3,470個	普通株式 347,000株	1名	303円	2021年 9 月14日から 2029年 9 月13日まで
第26回新株予約権 (2020年 9 月29日)	30個(注)	普通株式 3,000株	1名	321円	2021年 9 月30日から 2030年 9 月29日まで
第27回新株予約権 (2020年 9 月29日)	3,109個	普通株式 310,900株	2名	321円	2021年 9 月30日から 2030年 9 月29日まで
第29回新株予約権 (2022年11月11日)	1,500個	普通株式 150,000株	1名	139円	2022年11月24日から 2032年11月11日まで
第30回新株予約権 (2022年11月11日)	4,010個	普通株式 401,000株	1名	139円	2022年11月24日から 2032年11月11日まで
第31回新株予約権 (2023年11月14日)	3,000個	普通株式 300,000株	2名	79円	2023年11月30日から 2033年11月14日まで
第34回新株予約権 (2024年11月14日)	2,000個	普通株式 200,000株	1名	63円	2024年11月29日から 2034年11月14日まで

(注) 当社取締役に付与している新株予約権は全て取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 取締役（監査等委員）

回次 (決議年月日)	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	保有者数	行使時の払込金額 (1株当たり)	権利行使期間
第31回新株予約権 (2023年11月14日)	750個	普通株式 75,000株	3名	79円	2023年11月30日から 2033年11月14日まで
第34回新株予約権 (2024年11月14日)	750個	普通株式 75,000株	3名	63円	2024年11月29日から 2034年11月14日まで

2．当事業年度中に職務執行の対価として使用人等（当社使用人、当社コンサルタント、子会社使用人、子会社コンサルタント）に対し交付した新株予約権の状況

回次 （決議年月日）	新株予約権の数	目的となる株式の種類と数	交付者数	行使時の払込金額 （１株当たり）	権利行使期間
第34回新株予約権 （2024年11月14日）	3,520個	普通株式 352,000株	当社使用人・コンサルタント 17名	63円	2024年11月29日から 2034年11月14日まで
第35回新株予約権 （2024年11月14日）	1,830個	普通株式 183,000株	子会社使用人・コンサルタント ５名	63円	2024年11月29日から 2034年11月14日まで

3．その他新株予約権等の状況

2024年８月20日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	140,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式　14,000,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり８円
新株予約権の払込期日	2024年９月５日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株につき　当初行使価額　70円 上限行使価額　なし 下限行使価額　35円
新株予約権の行使期間	2024年９月６日から2026年９月７日まで
行使価額及び行使価額の修正条件	本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の94%に相当する金額に修正される。但し、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。 本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。
割当先	バークレイズ・バンク

Ⅳ 会社役員の状況

1．取締役の状況（2024年12月31日現在）

地位及び担当	氏　名	重要な兼職の状況
代表取締役会長 社長兼最高経営責任者	窪　田　　良	クボタビジョン・インク　代表取締役会長、社長兼最高経営責任者 クボタビジョン・ジャパン株式会社　代表取締役会長、社長兼最高経営責任者
取締役 最高事業責任者	市　川　今　代	クボタビジョン・インク　取締役　最高事業責任者 クボタビジョン・ジャパン株式会社　取締役
社外取締役 監査等委員	牧　恵美子	阿部・井窪・片山法律事務所　パートナー
社外取締役 監査等委員	堀　内　　勉	株式会社麻布プロパティ　代表取締役、一般社団法人100年企業戦略研究所代表理事・所長、株式会社ボルテックス取締役会長、多摩大学大学院教授、多摩大学社会的投資研究所所長
社外取締役 監査等委員	吉　崎　浩一郎	株式会社グロース・イニシアティブ代表取締役、株式会社アルフレックスジャパン社外取締役、株式会社イード社外取締役、クックビズ株式会社社外取締役、ライフスタイルアクセント株式会社社外取締役、ブティックス株式会社社外取締役、グロースポイント・エクイティLLPパートナー、株式会社No.1社外取締役、株式会社ニューズ・ツー・ユーホールディングス取締役、シルバーエッグ・テクノロジー株式会社社外取締役

(注) 1．取締役牧恵美子氏、取締役堀内勉氏及び取締役吉崎浩一郎氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。
2．当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員会の構成及び委員長は次のとおりです。
委員長　牧恵美子、委員　堀内勉、委員　吉崎浩一郎
当社は、社外取締役牧恵美子氏、堀内勉氏及び吉崎浩一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．当社は持株会社としての事業規模及び事業活動に鑑み、常勤監査等委員を選定しておりません。

2．社外取締役との責任限定契約の内容の概要等

当社は、会社法第427条第１項に基づき、各社外取締役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3．補償契約の内容の概要等

当社は、取締役窪田良氏、取締役市川今代氏、取締役牧恵美子氏、取締役堀内勉氏及び取締役吉崎浩一郎氏との間で、会社法第430条の２第１項に規定する補償契約を締結しており、同項第１号の費用及び同項第２号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、役員がその職務を行うにつき悪意又は重過失があったことにより生じた損失については補償の対象としないこととしております。

4．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役、管理職従業員等が当社の業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって生ずる損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を補填することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。D&O保険の契約期間は１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

5．役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は、原則として、取締役（監査等委員を除く）に対しては、基本報酬及び株式型報酬の組み合わせにより報酬を支払います。基本報酬及び株式型報酬の構成比率は、経営の状況、各取締役の地位及び責務並びに業界一般に比した競争力等を鑑みて決定されます。なお、基本報酬は年額を決定し、毎月均等額を支払うものとし、株式型報酬については、原則として毎年1回一定の時期に付与するものとしております。当社は、業務執行取締役に対して、基本報酬、賞与及び株式型報酬を支払うものとします。但し、当社業務執行取締役が当社子会社の業務執行取締役を兼務する場合、原則として、当社と当該子会社がその報酬を別途取締役会が合理的に決定する割合により按分して支払うものとします。基本報酬及び賞与と株式型報酬の構成比率は、原則として、概ね７：３となるように設定しております。なお、基本報酬は年額を決定し、毎月均等額を支払うものとし、賞与は原則として毎年1回一定の時期に付与するものとし、株式型報酬は原則として毎年1回一定の時期に付与するものとすることとしております。各取締役（監査等委員を除く。以下同じ。）の報酬の金額及び構成は、経営の状況、各取締役の地位及び責務、従業員の標準的な給与、ならびに独立アドバイザーの提供する調査結果等を踏まえて、株主総会で決議された報酬額の範囲内にて取締役会によって決定されます。なお、独立アドバイザーの提供する調査結果は、能力のある取締役を勧誘し、維持するために、同業他社の報酬慣行その他の市場の要因についての知見を提供するものです。取締役会は、当社の類似企業群における報酬慣行を勘案して、取締役の報酬基準を毎年見直す責務を負っています。

当社の業務執行取締役の報酬等は、前述のとおり基本報酬、賞与及び株式型報酬で構成されております。賞与（業績連動報酬）の支給割合の決定方針については、独立アドバイザーの提供する調査結果に基づき、取締役会が当社の類似企業群における報酬慣行等を勘案して決定しております。業績連動報酬に係る指標については、当社は

開発先行型のバイオベンチャーであるため、一般的に指標として使用されている売上高や営業利益等の経営指標が馴染まないといった特性があります。従いまして、当社では単年度（賞与対象年度）における研究開発プロジェクトの主要なマイルストーン達成状況、事業提携の進捗、新規プロジェクトの導入、キャッシュマネジメントを中心とする財務指標等、極力客観的に評価が可能であると同時に、研究開発型企業として持続的な成長を目指す上で重要と判断される指標を設定しております。これらの指標の達成状況を基にそれに対応する賞与基準額を算定し、最終的に経営状況等を踏まえて総合的に評価し、業績連動報酬の原案に反映させております。

監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬及び株式型報酬の組み合わせにより構成されるものとし、各監査等委員である取締役への配分は、株主総会で決議された報酬額の範囲内にて監査等委員である取締役の協議により行います。

6．取締役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の種類別の総額				報酬等の総額
		基本報酬	業績連動報酬	ストックオプション	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) （うち社外取締役）	2名 (－名)	52,679千円 (－千円)	411千円 (－千円)	20,999千円 (－千円)	20,999千円 (－千円)	74,089千円 (－千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3名)	14,160千円 (14,160千円)	－千円 (－千円)	1,309千円 (1,309千円)	1,309千円 (1,309千円)	15,469千円 (15,469千円)
合　　計 （うち社外取締役）	5名 (3名)	66,839千円 (14,160千円)	411千円 (－千円)	22,308千円 (1,309千円)	22,308千円 (1,309千円)	89,559千円 (15,469千円)

(注) 1．業績連動報酬の金額は、取締役に対する金銭による報酬として当事業年度に会計上計上した費用の額を記載しております。

2．非金銭報酬等の内容は、2016年11月21日、2019年９月13日、2020年２月28日、2020年９月29日、2022年11月11日、2023年11月14日及び2024年11月14日開催の取締役会決議に基づき取締役に対して付与された新株予約権であります。当該新株予約権について、その評価額と付与個数に基づき当事業年度に期間対応する部分について、社外取締役が1,309千円、取締役（監査等委員を除く）が20,999千円の費用を、それぞれ損益計算書に計上しております。なお、当該新株予約権の詳細については、「Ⅲ新株予約権等の状況」をご参照ください。

3．記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

4．取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2023年４月21日開催の第8期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち監査等委員である社外取締役年額50,000千円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、２名（うち社外取締役０名）であります。

5．取締役（監査等委員）の金銭報酬の額は、2023年４月21日開催の第８期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、３名であります。

7．社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

取締役牧恵美子氏、取締役堀内勉氏及び取締役吉崎浩一郎氏の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

重要な兼職先の状況は「1.取締役の状況（2024年12月31日現在」表に記載のとおりでございます。

(2) 会社または会社の特定関係事業者との関係

全ての社外役員は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）の配偶者及びその三親等以内の親族その他これに準ずる者であったことはありません。

(3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査等委員会への出席状況及び専門性

・社外取締役（監査等委員）　牧恵美子

当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査等委員会19回中19回に出席しています。牧氏は、弁護士として、企業法務分野に加えて知財法分野においても豊富な経験と知識を有し、国際的な案件の経験も豊富なことから、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、期待した役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定の決定や監査内容の妥当性に対し、客観的・中立的な立場で適宜必要な発言を行っております。

・社外取締役（監査等委員）　堀内勉

当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査等委員会19回中19回に出席しています。堀内氏は、金融分野での実務経験の後、長年にわたり大手企業の最高財務責任者（CFO）を勤め、またファイナンス分野の大学教授の立場で幅広く企業経営の分野に携わるなど、上場企業の経営全般、特に財務・経理に関する専門的な知見と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、期待した役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定の決定や監査内容の妥当性に対し、客観的・中立的な立場で適宜必要な発言を行っております。

・社外取締役（監査等委員）　吉崎浩一郎

当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査等委員会19回中19回に出席しています。吉崎氏は、投資家としての長年の経験に加え、海外事業を含めた会社経営全般における上場企業、中堅企業及び成長企業に対する豊富なアドバイスの経験、さらに複数社の社外取締役としての経験を有しており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、期待した役割を果たしております。また、監査等委員会において、当社の役員候補者の選定の決定や監査内容の妥当性に対し、客観的・中立的な立場で適宜必要な発言を行っております。

V 会計監査人の状況

1．名称

三優監査法人

2．報酬等の額

	金　　額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項に規定する業務に基づく報酬の金額	31,075千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,075千円

(注) 1．公認会計士法第２条第１項に規定する業務に基づく報酬の金額には、当社と監査人との契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的な区分もできないため、これらの合計額で記載しております。
2．当社の重要な子会社クボタビジョン・インクは、当社の会計監査人の提携会計事務所の監査を受けております。

3．非監査業務の内容

該当事項はありません。

4．会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査人員数、監査日程、その他報酬見積もりの算出根拠などを確認し、適正な監査を実施するために監査報酬額が妥当な水準であるかどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行いました。

5．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等の場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出致します。

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当する事由があった場合には、監査等委員会の委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

Ⅵ 会社の体制及び方針

1．業務の適正を確保するための体制と運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役会は、当社の取締役及び従業員による職務遂行が法令及び当社の定款に適合することを確保するために、以下の体制を含む内部統制システムを整備します。また、当社は必要に応じて、上記システムの評価及び改善を続けていきます。

（ア）取締役会、具体的には監査等委員会は、当社の内部統制の十分性を検討します。当社の監査等委員会は、経営管理のため、継続的に会計監査人と内部統制及び当社の計算書類の網羅性及び正確性について意見交換することとしています。

（イ）当社は、内部監査につきまして、年間を通じて平準的な業務ではないことに加え、当社のオペレーションが日本と米国に分かれていたことから、アウトソースサービスを活用することにより社内の内部監査業務を平準化し、効率性の高い内部監査体制としております。内部監査人は、企業統治体制に係る内部統制の適切性を包括的かつ客観的に評価し、また、監査等委員会に対して、重要性の高い問題点に取り組むための提案を行い、実務的なレベルで当社の会計監査人と協働してフォローアップを行います。

（ウ）当社は、コンプライアンスの促進のため、法令に従い内部規則を制定し、これらの諸規則の取締役及び従業員への周知を徹底しています。また、当社は必要となるコンプライアンスに関連する教育及びトレーニングの機会も提供しています。

（エ）当社は、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため、違反報告者の保護を図る内部通報システムを構築することにより強化された内部通報規則を制定しています。

（オ）当社は、インサイダー取引を防止するために、インサイダー取引防止規程を制定しています。当該規程は、（ⅰ）取締役または従業員等が事業活動に関して取得した内部情報の管理に関する基本的事項、（ⅱ）取締役または従業員等による株式及びその他の有価証券の売買及びその他の取引の管理及び規制、ならびに（ⅲ）取締役会計監査人及び従業員に求められる行動規範を定めています。

（カ）当社は、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。当社は、係る反社会的勢力との関係を断固として拒絶するものとして行動します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役及び従業員による職務執行に係る情報の保存及び管理ならびに機密情報の取扱いに関する規程を定め、これらに基づき、該当情報を含む文書及び媒体を適切かつ確実に保持及び管理します。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社取締役会は、リスク管理プロセスの監督に積極的に関与します。

当社取締役会は、常設のリスク管理委員会を有しませんが、常設の各委員会が各々の監督に係る業務分野において内在的に生じるリスクに関して直接的な監督機能を果たすとともに、取締役会も直接的に全体として上記のような監督の機能を果たします。とりわけ、当社の監査等委員会は当社グループの主要な財務リスク及びかかるリスクを監視及び管理するために経営陣がとった対策について検討し協議する責務を有します。また、当社の報酬委員会は、当社の報酬の方針及びプログラムが潜在的に過度なリスク負担となっていないかについて評価及び監視を行います。さらに、当社の指名委員会は、当社グループの主要な法的コンプライアンスリスク、及び適用ある法規制の遵守を推進し、監視する当社グループのプログラムを監督します。そして、当社取締役会は、戦略リスク及び各委員会によってカバーされないその他のリスクを監視し、評価する責務を有します。

当社取締役会または適切な委員会は、当社のリスクの確認、管理及び低減に向けた戦略を理解することができるよう、当社のCEO（最高経営責任者）またはその他の経営陣のメンバーから、会社が直面しているリスクについて報告を受領します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）当社は、取締役による効率的な職務執行を確保するため十分な員数の取締役を保持します。

（イ）定例の取締役会を開催し、経営上の重要な事項について意思決定するとともに、取締役及び従業員の職務執行を監督します。

（ウ）取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、CEO（最高経営責任者）及び最高開発責任者が出席する取締役会を少なくとも３ヵ月に１回開催し、職務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る機動的な意思決定を行うものとします。また、重要プロジェクトに関する審議を行い、審議の内容によっては、委員会または取締役会において更なる検討を加えます。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正を確保するために、当社は、当社の子会社が基本的な運営事項について当社に対して承認申請しなければならないことを定めた、子会社の管理に係る規則及び手続を制定します。また、当社は、子会社が、当社グループの運営基準を理解、強化及び維持するとともに、適切なリスク管理、コンプライアンス管理及び内部監査を実施するよう確保していきます。

(6) 監査等委員会監査の状況

当社は持株会社としての事業規模及び事業活動に鑑み、監査等委員会の活動を直接補助する取締役または従業員を選任しません。当社は、監査等委員会がその職務（監査等委員会規程に定義されます。）の執行に関連して負担したあるいは負担すると見込まれる合理的な費用につき、委員からの要求に応じて、償還または前払いを行います。

当社の監査等委員会は、必要に応じて会計監査人から会計監査に係る報告書を受領するとともに、監査等委員会は、監査方針、監査計画及び監査手法に係る問題を解決します。また、監査等委員会の義務の履行のために必要かつ適切と認める場合には、他の会計士、コンサルタント及び専門家から報告書を受領します。監査等委員会は、会計士及びコンサルタントに指揮しまたは追加的にもしくは別途、直接調査する方法により行われた監査及び調査の結果を取締役会に報告します。

監査等委員、会計監査人及び内部監査人は、四半期毎に開催される監査等委員会に出席します。監査等委員会においては、監査等委員会、会計監査人及び内部監査人の監査計画、それらによる監査の実施、ならびに問題点及び改善策の進捗に関して報告及び協議が行われるものとします。

監査等委員会は、会計監査人の報酬等に係る決定または有資格の監査法人及びコンサルタントにより許容される業務について承認を与えます。

これらの業務には、監査業務、監査関連業務、税務業務及びその他の業務を含むものとし、これらの業務の承認は、個別業務または業務の区分について詳細化されており、一般に個別の予算制限に従います。監査法人、コンサルタント及び経営陣は、上記の承認に従って監査法人及びコンサルタントにより提供される業務の範囲及びそれまでに実施された業務に係る報酬について、定期的に、監査等委員会に報告します。

なお、法令や規則、会社の方針に違反する行為等を知った当社及び子会社の役員及び従業員は、監査等委員会に報告することができ、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

2．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制について、外部専門家を効率的に活用しながら、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会に報告しております。また、調査の結果判明した問題点については、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

3．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、これまで当社の株主資本に対する現金配当を支払ったことがありません。当面は現金配当を行わず、当社の発展及び成長のためにすべての調達可能な資金及び将来の利益を保持する意向であります。当社の将来における株主資本に対する現金配当の支払いの取締役会による決定は、当社の業績、財務状況、流動性要件、適用ある法律または契約により課される制限ならびに当社の取締役会がその独自の裁量によって関連があると判断するあらゆるその他の要因により影響を受けます。

4．株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産)	
流動資産	**1,531,293**
現金及び現金同等物	1,454,908
売上債権	5,000
棚卸資産	10,073
その他の流動資産	61,312
非流動資産	**10,614**
その他の非流動資産	10,614
資産合計	**1,541,907**

科目	金額
(負債及び資本)	
流動負債	**151,263**
買掛金	28,145
未払債務	52,287
未払報酬	53,591
リース負債	10,151
その他の流動負債	7,089
非流動負債	**889**
リース負債	889
負債合計	**152,152**
資本	
資本金	**33,964**
資本剰余金	**27,867,241**
利益剰余金	**△25,056,642**
その他の資本の構成要素	**△1,454,808**
親会社の所有者に帰属する持分合計	**1,389,755**
資本合計	**1,389,755**
負債及び資本合計	**1,541,907**

連結損益計算書 (自 2024年１月１日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
事業収益		**27,189**
事業費用		
売上原価	5,157	
研究開発費	543,835	
販売費及び一般管理費	710,515	1,259,507
その他の営業費用		
減損損失	56,376	
その他の営業費用	56,797	113,173
営業損失		**△1,345,491**
その他の収益及び費用		
金融収益	5,727	
金融費用	7,402	
その他の収益	14,314	12,639
税引前当期損失		**△1,332,852**
当期損失		**△1,332,852**
当期損失の帰属		
親会社の所有者		**△1,332,852**

計算書類

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	**1,375,179**
現金及び預金	1,246,665
棚卸資産	10,072
前払費用	23,091
短期貸付金	50,000
未収入金	110,465
未収消費税等	18,257
敷金及び保証金	2,025
その他	11,282
貸倒引当金	△96,679
固定資産	**294,018**
投資その他の資産	**294,018**
関係会社株式	284,547
敷金及び保証金	9,470
資産合計	**1,669,197**

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	**77,297**
未払金	20,975
未払費用	45,004
未払法人税等	1,360
前受収益	245
預り金	7,739
役員賞与引当金	840
その他	1,132
固定負債	**2,500**
資産除去債務	2,500
負債合計	**79,797**
(純資産の部)	
株主資本	**984,236**
資本金	**33,963**
資本剰余金	**2,349,223**
資本準備金	2,349,223
利益剰余金	**△1,398,883**
その他利益剰余金	△1,398,883
繰越利益剰余金	△1,398,883
自己株式	**△67**
新株予約権	**605,163**
純資産合計	**1,589,399**
負債純資産合計	**1,669,197**

損益計算書 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
営業収益		**258,503**
営業費用		
売上原価	2,239	
研究開発費	195,522	
一般管理費	442,674	640,436
営業損失		**△381,933**
営業外収益		
受取利息	8,116	
為替差益	891	9,007
営業外費用		
株式交付費	8,443	
関係会社株式評価損	201,777	
関係会社貸倒引当金繰入額	708,739	
雑損失	3,204	922,165
経常損失		**△1,295,091**
特別利益		
新株予約権戻入益	48,089	48,089
特別損失		
減損損失	54,628	54,628
税引前当期純損失		**△1,301,630**
法人税、住民税及び事業税		1,360
当期純損失		**△1,302,990**

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年３月３日

窪田製薬ホールディングス株式会社

取締役会　御中

三優監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　岩田亘人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　川村啓文

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、窪田製薬ホールディングス株式会社の2024年１月１日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、窪田製薬ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年３月３日

窪田製薬ホールディングス株式会社
取締役会　御中

三優監査法人
東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　岩田亘人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　川村啓文

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、窪田製薬ホールディングス株式会社の2024年１月１日から2024年12月31日までの第10期事業年度の計算書類すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）ついて監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2024年１月１日から2024年12月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年３月10日

窪田製薬ホールディングス株式会社　監査等委員会

監査等委員　牧　　恵美子 ㊞

監査等委員　堀内　　勉 ㊞

監査等委員　吉崎　　浩一郎 ㊞

(注) 監査等委員　牧　恵美子、堀内　勉、及び吉崎　浩一郎は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

以　上

株主総会会場のご案内

会場　東京都新宿区市谷八幡町８番地
ＴＫＰ市ヶ谷カンファレンスセンター　７階「ホール7B」 TEL 03（5227）6911

交通
●東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」７番出口から徒歩１分
●都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」４番出口から徒歩２分
●ＪＲ総武線「市ヶ谷駅」から徒歩２分

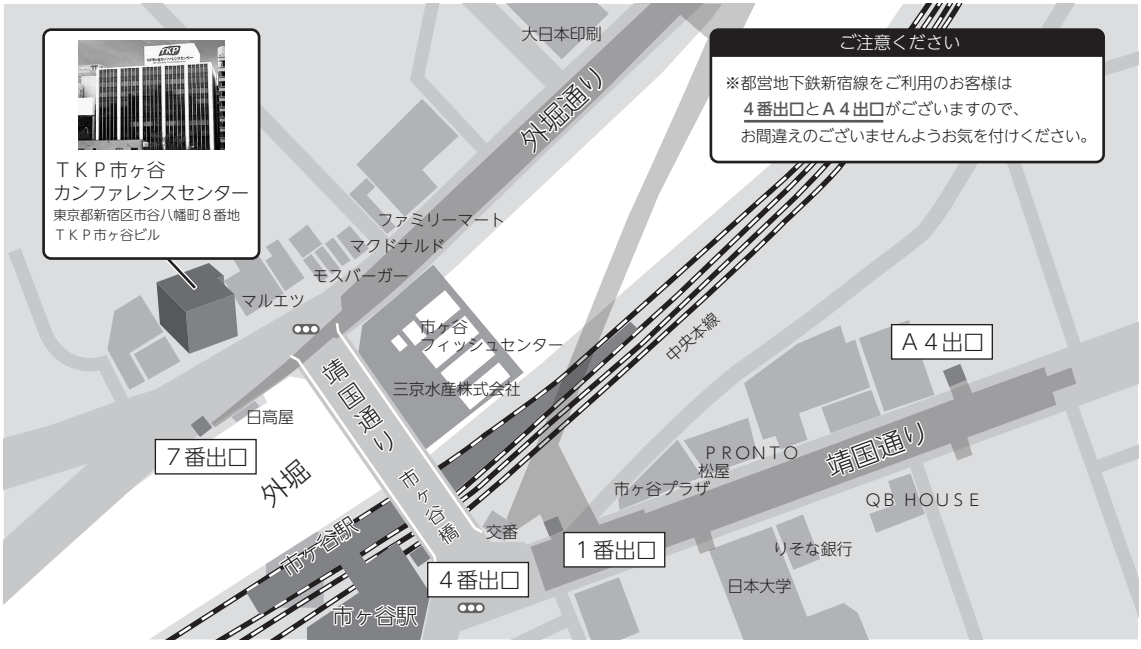

※ご来場には公共交通機関をご利用ください。

ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。